

議案第37号

清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出

清水町長 阿部 一男

清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

清水町後期高齢者医療に関する条例（平成20年清水町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第2項」を「第2項（これらの規定を法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同条に次の1号を加える。

（3） 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により清水町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。